

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公開番号】特開2010-3305(P2010-3305A)

【公開日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2010-001

【出願番号】特願2009-175775(P2009-175775)

【国際特許分類】

G 0 6 K	7/10	(2006.01)
G 0 6 K	19/06	(2006.01)
G 0 9 G	5/00	(2006.01)
G 0 9 G	5/36	(2006.01)
G 0 9 G	5/22	(2006.01)

【F I】

G 0 6 K	7/10	P
G 0 6 K	19/00	E
G 0 9 G	5/00	5 1 0 H
G 0 9 G	5/00	5 5 0 C
G 0 9 G	5/36	5 3 0 Y
G 0 9 G	5/36	5 2 0 P
G 0 9 G	5/00	5 5 5 D
G 0 9 G	5/22	6 1 0 J
G 0 9 G	5/00	5 1 0 Q

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月9日(2010.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置に接続されたスキャナを用いてその媒体面に形成されたドットパターンを読み込ませて、当該ドットパターンに定義された情報処理装置の中央処理装置に座標値および／またはコード値入力のためのオペレーション指示を与える、そのようなドットパターンがレストラン等のメニュー項目の図柄と重畳して媒体面上に印刷されたペーパーコントローラを有しており、

前記ドットパターンを読み取るスキャナを用いて前記ペーパーコントローラ上のドットパターンを読み取って当該ドットパターンに対応した座標値および／またはコード値を情報処理装置の中央処理装置に入力させることによって、オーダーを発生させる、オーダーシステム。

【請求項2】

前記スキャナと前記情報処理装置とは、有線または無線で接続されており、

前記スキャナからの読み取り信号を受信した前記情報処理装置は、前記読み取り信号から変換されたコード番号とともに、テーブル番号を付加したオーダー信号を生成し、オーダーサーバに送信することを特徴とする請求項1記載のオーダーシステム。

【請求項3】

前記テーブル番号は、前記情報処理装置に記憶されることなく、前記情報処理装置のス

タンドの表面またはテーブルの表面にテーブル番号を意味するドットパターンシールとして貼付されていることを特徴とする請求項1または2記載のオーダーシステム。

【請求項4】

前記コントローラの図柄は、電子機器のリモコンの制御ボタンである請求項1～3のいずれかに記載のオーダーシステム。

【請求項5】

前記ドットパターンは、縦横方向に所定間隔毎に基準格子点ドットを配置し、それぞれ4点の基準格子点ドットに囲まれた中心の仮想格子点の周囲にその仮想格子点からのずれ方で値を定義した情報ドットを配置した所定のドットの集合であるドットパターンが印刷された多重情報領域を有していることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載のオーダーシステム。

【請求項6】

前記ドットパターンは、一つのドットパターンのフォーマット中にX座標値とY座標値とコード値とを含めたドットパターンが印刷された多重情報領域を有していることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載のオーダーシステム。

【請求項7】

前記ドットパターンは、縦横方向に所定間隔ごとに基準格子点ドットを配置し、それぞれ4点の基準格子点ドットに囲まれた中心の仮想格子点の周囲にその仮想格子点からのずれ方で値を定義した情報ドットを配置した所定のドットの集合であり、一つのドットパターンのフォーマット中にX座標値とY座標値とコード値とを含めたドットパターンが印刷された多重情報領域を有していることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載のオーダーシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】オーダーシステム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は以上の点に鑑みてなされたものであり、容易な操作でコンピュータに対して文字等の入力や、オペレーションを行うことのできるキーボード、マウス、タブレット等のハードウェアデバイスに代わる新たな入力システムとして、レストラン等の飲食店のオーダーシステムを提案するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

(26)前記アイコン画像は、前記1つまたは複数のマトリクス区画にわたって配置されており、当該アイコン画像のドットパターンが読み取手段で読み取られることにより、当該アイコン画像に対応した映像の制御またはプログラムの起動が指示されることを特徴としてもよい。

(27)本発明に係るオーダーシステムは、情報処理装置に接続されたスキャナを用いてその媒体面に形成されたドットパターンを読み込ませて、当該ドットパターンに定義さ

れた情報処理装置の中央処理装置に座標値および／またはコード値入力のためのオペレーション指示を与える、そのようなドットパターンがレストラン等のメニュー項目の図柄と重畳して媒体面上に印刷されたペーパーコントローラを有しており、前記ドットパターンを読み取るスキャナを用いて前記ペーパーコントローラ上のドットパターンを読み取って当該ドットパターンに対応した座標値および／またはコード値を情報処理装置の中央処理装置に入力させることによって、オーダーを発生させることを特徴とする。

(28) 前記スキャナと前記情報処理装置とは、有線または無線で接続されており、前記スキャナからの読み取り信号を受信した前記情報処理装置は、前記読み取り信号から変換されたコード番号とともに、テーブル番号を附加したオーダー信号を生成し、オーダーサーバに送信することを特徴としてもよい。

(29) 前記テーブル番号は、前記情報処理装置に記憶されることなく、前記情報処理装置のスタンドの表面またはテーブルの表面にテーブル番号を意味するドットパターンシールとして貼付されていることを特徴としてもよい。

(30) 前記コントローラの図柄は、電子機器のリモコンの制御ボタンであってもよい。

(31) 前記ドットパターンは、縦横方向に所定間隔毎に基準格子点ドットを配置し、それぞれ4点の基準格子点ドットに囲まれた中心の仮想格子点の周囲にその仮想格子点からのずれ方で値を定義した情報ドットを配置した所定のドットの集合であるドットパターンが印刷された多重情報領域を有していることを特徴としてもよい。

(32) 前記ドットパターンは、一つのドットパターンのフォーマット中にX座標値とY座標値とコード値とを含めたドットパターンが印刷された多重情報領域を有していることを特徴としてもよい。

(33) 前記ドットパターンは、縦横方向に所定間隔ごとに基準格子点ドットを配置し、それぞれ4点の基準格子点ドットに囲まれた中心の仮想格子点の周囲にその仮想格子点からのずれ方で値を定義した情報ドットを配置した所定のドットの集合であり、一つのドットパターンのフォーマット中にX座標値とY座標値とコード値とを含めたドットパターンが印刷された多重情報領域を有していることを特徴としてもよい。